

区営住宅の集会所でつなぐ「いたばしサロン」事業実施要綱

令和7年1月24日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区営住宅の集会所でつなぐ「いたばしサロン」事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、区営住宅の集会所において、当該区営住宅に入居する者（以下「入居者」という。）相互又は入居者と近隣住民との交流の機会及び入居者が外出する機会を提供し、もって地域コミュニティの形成の促進及び住民自治の意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業に参加することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）第2条第3号に規定する特定区営住宅（以下「特定区営住宅」という。）の入居者
- (2) 前号に規定する住宅の近隣に居住する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防犯・防災に関する講習会等
- (2) 健康に関する講習会等
- (3) 映画観賞会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に資すると認められるもの

(実施場所)

第4条 事業を実施する場所は、特定区営住宅の集会所とする。

(実施回数)

第5条 事業を実施する回数は、前条に規定する集会所ごとに、1月当たり概ね1回とする。

(参加申込み)

第6条 事業に参加しようとする者は、区長が別に定める方法によらない場合、参加申込書（別記様式）を当該集会所の特定区営住宅に配置している管理人に提出し、区長の承認を受けなければならない。

(参加費用)

第7条 事業に参加するための費用は、無料とする。ただし、教材費、物品等事業の実施に必要となる費用については、実費を徴収することができる。

(事業の周知)

第8条 区長は、チラシの配布、ポスターの掲示等により、事業を対象者に周知するものとする。

(委託)

第9条 区長は、東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）第45条の規定により事業を実施する集会所が設置されている区営住宅を管理する指定管理者に、当該事業に係る業務の一部又は全部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた指定管理者は、予め事業の内容、予算等を明らかにした計画を区長に提出するものとする。

3 第1項の規定により委託を受けた指定管理者は、事業を実施したときは、当該事業の参加者数、経費等の実績を区長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

参加申込書

次のとおり参加を申込みます。

開催名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
開催日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
参加者氏名	1.
	2.
	3.
	4.
	5.
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____	

キリトリ

年 月 日

参加承認書

申請者 様

板橋区長

次のとおり参加を承認します。

開催名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
開催日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
参加者氏名	1.
	2.
	3.
	4.
	5.